

申請・届出名	危険物（製造所・貯蔵所・取扱所）設置許可申請書
様式	様式第2（危険物の規制に関する規則第4条関係）
根拠条文	消防法第11条第1項前段
概要	製造所、貯蔵所又は取扱所を設置しようとする場合は、上記申請書を提出してください。（事前に相談してください。）
注意事項等	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 申請手数料が必要です。（阿久根地区消防組合手数料条例）</li> <li>2 工事は設置許可証交付後に着工してください。</li> <li>3 製造所等は完成検査済証交付後でなければ使用できません。</li> <li>4 申請書に以下の書類を添付してください。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 製造所等の位置、構造及び設備に関する図面</li> <li>・ 製造所等の構造設備明細書</li> <li>・ 消火設備の設計書（第1種、第2種又は第3種の消火設備の場合）</li> </ul> </li> </ol>